

新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等

R 2 . 3 . 2 6

1 主な対応状況

令和 2 年

- (1月30日 国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置)
- 31日 県に「中小企業特別相談窓口」を設置 (商工観光労働部)
- (31日 WHOが緊急事態宣言)
- 2月 3日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (福祉保健部)
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第1回) の開催
- 5日 「帰国者・接触者相談センター、同外来」の設置 (福祉保健部)
- (13日 国が緊急対応策を公表)
- 14日 県に「労働相談窓口」を設置 (商工観光労働部)
- 18日 庁議での情報共有
- 21日 「帰国者・接触者相談センター」の24時間体制構築 (福祉保健部)
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 (第1回) の開催
- (25日 国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表)
- (28日 内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請)
- 28日 県内の小中高等学校等における一斉臨時休業 (3/2~) を通知
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 (第2回) の開催
- 3月 3日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第2回) の開催
- 4日 本県で1例目となる患者発生
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第3回) の開催
- (10日 国が緊急対応策 (第2弾) を公表)
- 12日 経済団体との意見交換
- 13日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第4回) の開催
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 (第3回) の開催
- (13日 国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正)
- 17日 本県で2例目、3例目となる患者発生
- (19日 国の専門家会議において「状況分析・提言」取りまとめ)
- 23日 県生活衛生同業組合との意見交換
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第5回) の開催
- 24日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 (第4回) の開催
- 25日 金融機関との意見交換

※各部局では、随時、国からの通知等の周知や関係機関との対応確認等を実施

2 本県における相談・検査状況

(単位：件)

相談件数	検査件数		陽性件数	陰性件数	
	一般相談	帰国者・接触者相談センター			
5, 106	1, 565	3, 541	216	3	213

※令和2年2月5日～3月24日までの件数（宮崎市保健所分を含む）

※相談内容は、病状に関するもののほか、一斉休校や県内での患者発生に関する問い合わせなど、多岐にわたる。

※衛生環境研究所における一日あたりの検査可能件数を72件に強化（3/23～）